

政治活動用事務所に掲示する立札及び看板に関する手引き

宇部市選挙管理委員会

1 掲示できる立札及び看板の類の総数

宇部市議会議員又は宇部市長の選挙に係る公職の候補者等1人につき6枚、同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて6枚です。

また、一つの政治活動用事務所に掲示できる立札及び看板の類は通じて2枚以内です。

(注)当該選挙の期日の告示日前に掲示した物であれば、選挙の期間中も掲示しておくことができます。ただし、選挙期間中に新たに取り付けて掲示することはできません。

2 立札、看板の掲示できる場所(別紙参照)

立札及び看板の類は「政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において」掲示しなければなりません。

(注)事務所の実態のない場所、道路端、農地、駐車場、空き地、公共の場所(ガードレール等)に取り付けて掲示することはできません。

3 立札、看板の規格(別紙参照)

縦150cm、横40cmを超えないもので、縦、横どちらにして使用しても自由です。

(注)立札・看板の類の規格は字句の記載される部分のみでなく、その下に脚が付いている等の場合は、その脚の部分等も含みます。

4 証票の表示

宇部市選挙管理委員会が交付する証票を表示しなければなりません。

(注)証票は候補者個人用(〇〇事務所)、後援団体用(〇〇後援会連絡事務所など)の2種類があります。

5 証票の交付申請書、証票の再交付申請書、変更の届出

(1)証票交付申請書…事務所に看板等を掲示または更新するとき

(2)証票紛失届・証票再交付申請書…証票の紛失、破損または汚損をしたとき

(3)届出事項の異動届…事務所の所在地を変更または廃止したとき

6 罰則規定

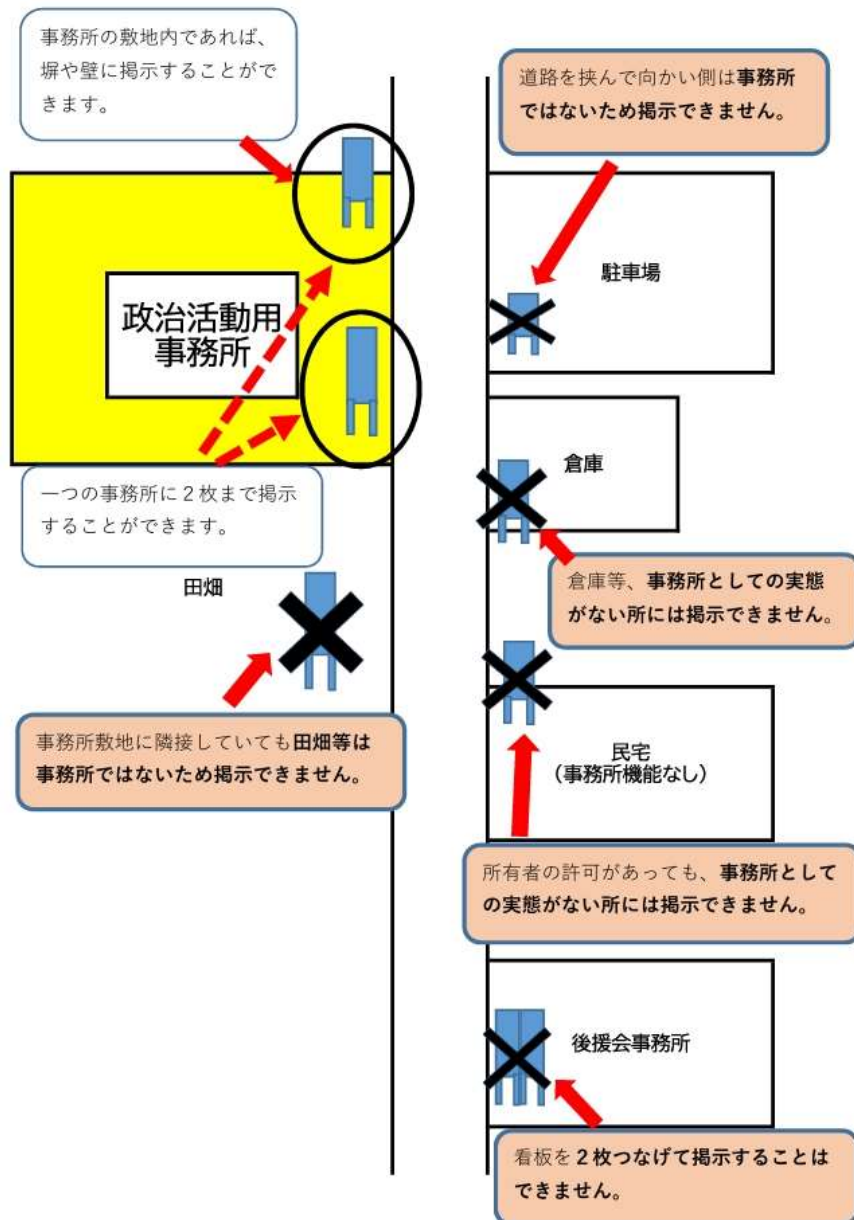
立札及び看板の類の数、大きさ、掲示場所又は証票の表示等に違反があった場合は、2年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ご注意ください。

(別紙)立札・看板の掲示できる場所

- ①一つの事務所に掲示できる立札及び看板は、通じて2枚以内です。
- ②2枚の看板は、つなげて掲示することはできません。
- ③政治活動用事務所から相当離れたところに掲示することや、事務所の実態の無い駐車場、田畑等に掲示することは禁止されています。

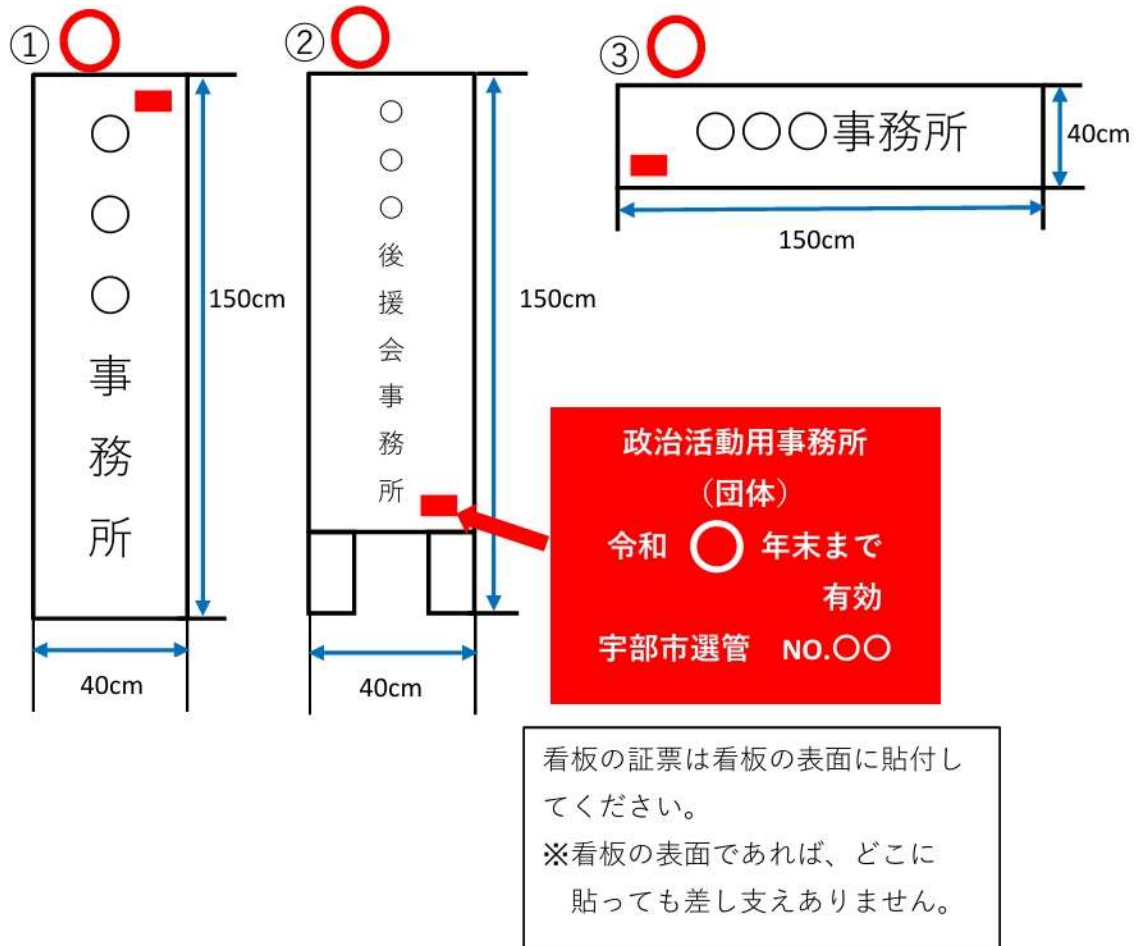
※ 立札・看板の類は事務所ごとにその場所へ掲示されるものであり、事務所の実態の無い場所、道路端、農地、駐車場、空き地、公共の場所(ガードレール等)に取り付けて掲示することはできません。

【例図】



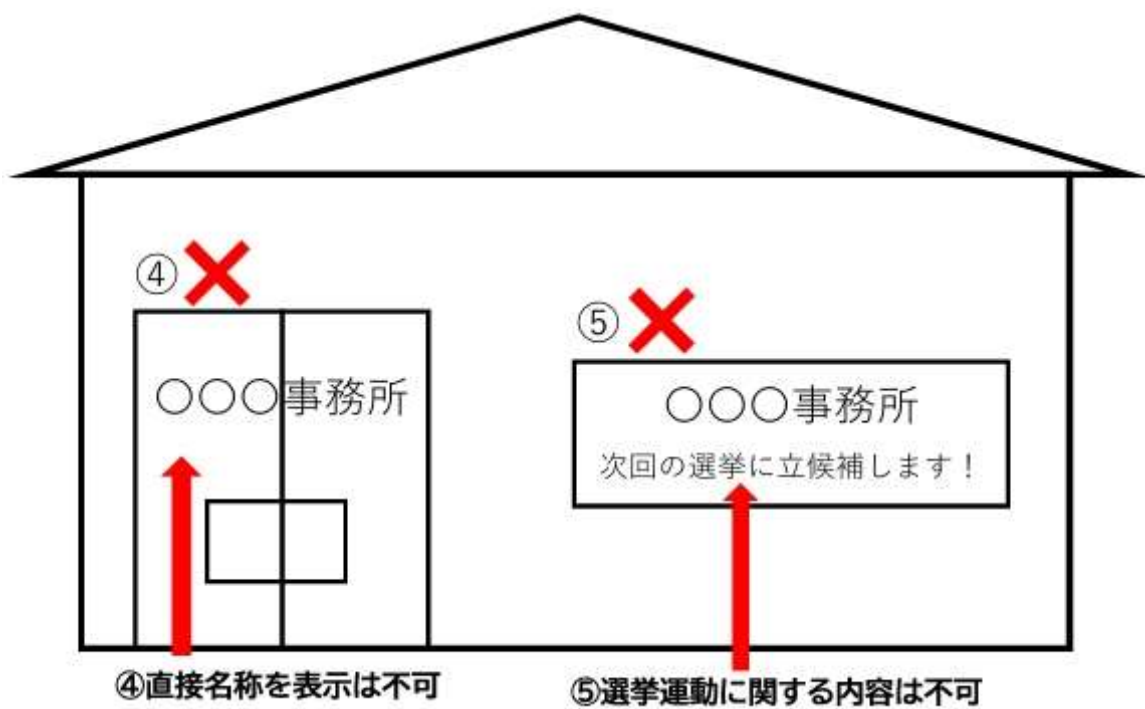
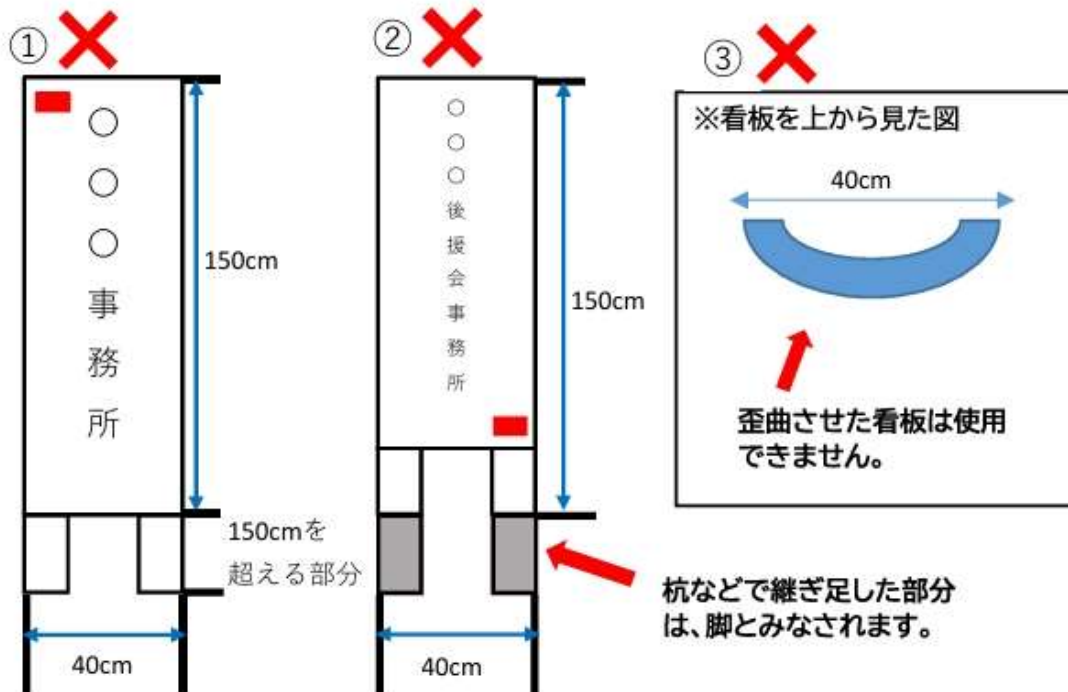
(別紙)立札・看板の規格

設置できるもの



- ①縦150cm、横40cmを超えないもので、宇部市選挙管理委員会が交付する証票を表示している看板は設置できます。
- ②杭などで看板に継ぎ足した場合は、継ぎ足した部分を含めて縦150cm、横40cmを超えない看板であれば設置できます。
- ③縦40cm、横150cmを超えないもので、宇部市選挙管理委員会が交付する証票を表示している看板は設置できます。

設置できないもの(例)



- ①脚を含めると150cmを超えてしまう立札・看板は設置できません。
- ②杭などを看板に継ぎ足している場合は、継ぎ足した部分も看板の一部とみなすため、設置できません。
- ③歪曲させる又は2枚をつなげる等によって、立体的になった看板は、設置できません。
- ④事務所の扉などに直接名称を表示したものなどは、立札・看板の類と認められないため、図のような設置(掲示)はできません。
※ ただし、制限規格内の枠を設け(規格は、枠の外寸で測定します。)、枠内に直接後援団体の名称等を記載したものは、立札・看板の類と認められます。
- ⑤政治活動用事務所の場所を示す立札・看板に、選挙運動に関する内容を記載してはいけません。